

権利放棄につき議決を求めることについて

1. 権利放棄の概要

- ・ 県立3病院では、診療費等にかかる医業未収金について、相談窓口の設置や高額療養費制度の周知等により発生防止に努めるとともに、発生時は、督促、分納、専任職員の設置、弁護士委託等により早期回収に取り組んでいる。
- ・ しかしながら、未収金の中には、債務者の死亡や所在不明、自己破産等により、徴収不能となるケースがあり、これらについては、地方自治法の規定に基づき権利放棄を行い、診療費等にかかる債権について、不納欠損処分を行っている。

医業未収金不納欠損処分取扱要綱(抜粋)

第2条(基準)

次の各号のいずれかに該当する場合は、不納欠損処分を行うことができるものとする。

- (1)債務者およびその連帯保証人(以下「債務者等」という。)が死亡し、その財産が存在せず、かつ、債務の相続がされていないもの。
- (2)文書や電話、面談による再三にわたる督促等の相当の徴収努力をしたにもかかわらず、やむを得ない事情で時効期間が経過した診療債権で、時効期間経過後に徴収努力を継続しても徴収することが著しく困難なもので、かつ、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 債務者等の所在が不明で、その財産が存在しないもの。
 - イ 債権金額が少額で、その債権の取り立てに要する経費に満たないと認められるもの。
- (3)破産法第253条第1項の規定により、債務者等が当該債務について免責されたもの。
- (4)診療債権の消滅時効が完成し、債務者等がその援用をしたもの。

※金額が1件20万円を超えるものは議会の議決、20万円以下のものは知事の専決処分により、権利放棄

2. 提出議案の概要

地方自治法第96条第1項第10号および医業未収金不納欠損処分取扱要綱の規定に基づき、以下の事案について権利放棄することにつき議決を求める。

| 納入義務者 | 金額 | 内容 | 債権放棄の理由 |
|-------|----------|---------------------|---------|
| | 208,130円 | 平成30年度の診療、検査等に関する費用 | |